平成２１年（フ）第３９１号
高知市下島町38番地　１階
債務者　山本まり子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３６号
高知市はりまや町３丁目20番20号　古谷加奈江方
債務者　古谷　千里
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０８号
福岡県うきは市吉井町1524番地
債務者　田中　里美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２１９号
福岡県久留米市合川町2038番地１　サンビレッジ103号
債務者　志波　浩隆
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５０号
福岡県大川市大字道海島532番地１
債務者　広滝　栄子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
福岡県みやま市瀬高町下庄2102番地１
債務者　冨重よしか
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
宮崎市出来島町54番地　県営住宅２棟15号
債務者　前田真珠子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９６号
宮崎市大塚町竹下520番地30
債務者　菊池　正博
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３７号
宮崎県延岡市西階町１丁目2369番地24
債務者　久松　正史
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１５６号
宮崎県延岡市塩浜町１丁目1545番地51
債務者　金丸マツ子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１５７号
宮崎県延岡市北一ケ岡２丁目18番３号
債務者　一宮　正博
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１５８号
宮崎県延岡市無鹿町１丁目2167番地４
債務者　竹村八千代（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２４５号
鹿児島県鹿児島市岡之原町681番地１　村岸方
債務者　南　　更一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
長野市大字徳間1144番地　駒沢第２団地Ｃ―15号
債務者　川口きよ子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
岐阜県養老郡養老町高田159番地４
債務者　岡本　英裕
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1945番地の20
債務者　細川よし子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
岐阜県大垣市南若森４丁目44番地１　南若森団地Ｂ－３
債務者　坂下美喜子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
兵庫県宝塚市小浜５丁目19番９号、住民票上の住所兵庫県宝塚市向月町20番４号
債務者　関　　真一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部